下要は家見り買い取りのはずが、大刃は貴金属ら強引に消費生活センターにご相談ください(消費

さい 消費豆知識 125

~訪問購入のトラブルが増えています~ いか増えています~

言われた。 応することを伝えたが、とにかく一歩でもいいので玄関に入らせてとしつこくや買い取る。困っている人の役に立てる」と言われた。来訪を承諾し、外で対事例1 自宅の固定電話に電話があり、「何か不要な物はないか。お皿1枚で

ことに気付いた。れた。再度断ったが、1時間ほど話し込んでしまい個人情報を話してしまった物はないと断ったが「テレフォンカードや貴金属はないか」としつこく勧誘き事例2」いきなり、「不要品を買い取る」と訪問があった。買い取ってもらう事例2」いきなり、「不要品を買い取る」と訪問があった。買い取ってもらう

われ、クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が2つなかった。2万円を受け取った。帰宅した家族に「物品を取り返した方がよい」と言で、指輪数点とブランドバック、財布を見てもらい、買取契約書に署名し家具の買い取りを依頼したかったが、「時計や貴金属はないか」と言うの事例3]実家の不要品処分のため、新聞折り込み広告の業者に連絡した。

出ないことも有効です。しないようにしましょう。留守録機能、防犯機能付き電話機を使って購入業者からの勧誘電話にしないようにしましょう。留守録機能、防犯機能付き電話機を使って購入業者からの勧誘電話に・購入業者から電話がかかってきても、買い取ってもらうつもりがなければ、安易に訪問を承諾「訪問購入」とは、購入業者が、営業所以外の場所で、消費者から物品を購入することを言います。

にしましょう。 購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。突然訪問してきた購入業者は家に入れないよう

・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。に伝えなければなりません。説明がない場合は、その購入業者とは契約しないようにしましょう。・購入業者は勧誘の前に、氏名(名称)、目的が買い取りの勧誘であること、対象物品の種類を消費者

止の一つとなります。 しを拒むことができます。クーリング・オフ期間内は物品を引き渡さないこともトラブル未然防・クーリング・オフ期間内(契約書面を受け取った日から8日以内)は、購入業者に物品の引き渡・

▼相談場所=上三川町消費生活センター(役場1階)地域生活課内)▼相談日時=月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時〜正午、午後1時〜4時

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。v相談専用電話番号=st(5)9153

上三川こぼれ話〜第15話上三川の交通網〜鉄道編②〜

こ。のメニューはおにぎり2個にたくあんととてもシンプルな内容でしのメニューはおにぎり2個にたくあんととてもシンプルな内容でしが弁当販売を始めました。これが日本最初の駅弁といわれており、そ橋・宇都宮の3つの駅がありました。貯業当初、栃木県内には小山・石1日2往復の運行が開始されました。開業当初、栃木県内には小山・石明治18(1885)年7月に開通した東北本線の大宮・宇都宮間は、明治18(1885)年7月に開通した東北本線の大宮・宇都宮間は、

からすれば、革新的なことだったのです。 程ですが、実に5時間もかかっていました。それでも当時の交通事情宮駅に到着するのは午後1時38分でした。いまでは2時間足らずの行当時、午前8時4分に上野駅を発車した列車が大宮駅で接続し、宇都

きる乗り物ではありませんでした。の大工の日当が約25銭であったことを考えれば、庶民が気軽に利用での大いの日当が約25銭であったことを考えれば、庶民が気軽に利用で石橋・宇都宮間の運賃は、上等で3円10銭、下等で92銭でした。当時

目前1~))3~三~三部記念である。和の初め頃には16万人を超えました。

りましこ。 員と貨物の輸送量増大へ繋がることとな路複線化が行われました。これにより人路複線化が行われました。これにより人工事的な需要により小山・宇都宮間の線工工2(1913)年、物流の円滑化や大正2(1913)年、物流の円滑化や



昭和29年頃の石橋駅

文化係(中央公民館内)

▼問い合わせ先=生涯学習課